

第4-1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合29%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第一表の⑪欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ
控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉓E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)	(付表2-1の㉔E欄の金額)	※第一表の⑱欄へ
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	① (付表1-2の⑤-1X欄の金額)			
	② 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)		
⑥ 貸倒れに係る税額	① (付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)		※第一表の⑳欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑪E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑬E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の㉑欄へ ※プラスの場合は第一表の㉒欄へ
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉔欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉓欄へ ※プラスの場合は第一表の㉔欄へ ※第二表の㉕欄へ
譲渡割額	還付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑪E欄×22/78)	
	割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の㉕欄へ ※プラスの場合は第一表の㉖欄へ

【No.111】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。